

プロフェッショナル人材確保事業費補助金



プロフェッショナル人材を受け入れる県内の事業所が負担する経費の一部を県が補助します。ぜひご活用ください！

◆令和3年度補助金の概要◆

補助事業者	以下の要件を全て満たす個人事業者又は法人 (1) 県内に事業所を有すること (2) プロフェッショナル人材を県内の事業所において雇用し、又は副業・兼業人材として従事させること。 (3) 岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点に企業情報シートを提出し、受け付けがなされていること (4) 県税に係る未納の徴収金がないこと (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと (6) 暴力団、あるいは暴力団員が関与している者でないこと	
補助対象経費	(1) プロフェッショナル人材獲得事業 プロフェッショナル人材の雇用に伴う人材紹介手数料	(2) 副業・兼業人材活用事業 プロフェッショナル人材を副業・兼業人材として従事させる際、補助対象事業者が負担する当該人材の移動に要する交通費及び宿泊費 (1回の往復移動に伴う交通費の実費負担が1万円未満の場合は対象外) (同一のプロフェッショナル人材に係る補助金の交付は、3回まで)
	※ただし、いずれの場合も、岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点からの取りつなぎに基づく登録人材紹介事業者の利用に係るものに限る	
補助上限額	(1) プロフェッショナル人材獲得事業 50万円/人	(2) 副業・兼業人材活用事業 20万円/人
補助率	補助対象経費の1/2以内	
申請受付期間	令和4年2月28日(月)まで ※ 原則、プロフェッショナル人材の従事開始日までに申請書を提出してください。 ※ 同一年度に申請できるのは補助事業ごとに、1事業者1名までです。	

プロフェッショナル人材とは以下に掲げる要件を全て満たす人材のことをいいます。

- (1) 県外の事業所において、10年以上の実務経験を有し、かつ、受入事業所において新たな商品又はサービスの開発、その販売先の開拓、個々のサービスの生産性向上など事業創出力の強化に繋がるような知識又は技能を有していること。
- (2) 直近の勤務先において県外の事業所で勤務しており、補助事業者との雇用契約に基づき、当該補助事業者の県内の受入事業所で勤務すること又は副業・兼業人材として補助事業者の事業所を実際に訪れ、補助事業者の課題解決に資する業務に従事すること。

岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点とは

県内中小企業等の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、プロフェッショナル人材の活用による経営革新の実現を促すとともに、県外のプロフェッショナル人材の県内への還流を促進し、地域経済の成長力を高めることを目的として県が設置した拠点をいいます。

【注意事項】

以下のいずれかに該当する場合は、補助金は交付されません。

- (1) この補助金の補助対象経費に対し、国又は他の地方公共団体から補助金、助成金等を受けている場合
- (2) プロフェッショナル人材獲得事業を実施する場合において、プロフェッショナル人材を雇用した日から起算して1年を経過する日以前に解雇した場合又は県外の事業所に配置転換をした場合（既に補助金の交付を受けている場合は返還となります。）
- (3) 同一企業内（会社法上の親会社、子会社関係にあるものを含む）における、県外事業所から県内事業所への異動等と認められる場合